



Nagoya City University Academic Repository

学位の種類	博士（人間文化）
学位記番号	第 19 号
氏名	浅川 充弘
授与年月日	平成 26 年 3 月 25 日
学位論文の題名	地域文化の諸相 - 萬古焼を中心に - Aspect of local culture - Mainly in Banko -
論文審査担当者	主査： 阪井 芳貴 副査： 成田 徹男, 吉田 一彦

博士論文審査及び最終試験結果報告書

2014年 2月 14日

審査委員(主査) 阪井 芳貴

名古屋市立大学大学院学則第14条及び名古屋市立大学学位規程第10条に基づき、
次のように博士学位論文審査及び最終試験結果を報告します。

- 1 審査委員の補職及び氏名
別紙1のとおり
- 2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題
別紙1のとおり
- 3 学位論文の内容の要旨
別掲のとおり
- 4 学位論文審査の要旨
別紙2のとおり
- 5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨
別紙2のとおり
- 6 学位授与についての意見
別紙2のとおり

(別紙1)

1 審査委員の補職及び氏名

委員区分	補 職 名	氏 名
主査	教授	阪井芳貴
副査	教授	成田徹男
副査	教授	吉田一彦
副査		

* 人間文化研究科教員でない場合は、補職名欄は所属・補職名

2 審査に係る学位授与申請者及び論文の表題

申 請 者	学籍番号	104801
	氏 名	浅川充弘
	指導教員	阪井芳貴
	副指導教員	吉田一彦
申請に係る 学位論文の表題		「 地域文化の諸相 ― 萬古焼を中心に ― 」

3 学位論文の内容の要旨

本論文では江戸時代中期に誕生し、現代においても三重県の伝統工芸として展開されている萬古焼について論じています。目的としては、陶磁器である「やきもの」の一種である萬古焼を従来の陶磁器研究という視点のみでなく、技術や歴史的背景といった多様な側面から考察し、地域文化としてとらえることに主眼を置いています。萬古焼は、江戸時代から現代までつづいているやきものです。その中でも初期の萬古焼で、古萬古と称されるものと、一度廃絶したのちに復興した有節萬古と分類されている萬古焼を中心として、江戸時代中期から幕末、明治初期までの時期の展開を取り上げています。特に、萬古焼が京焼の技術系譜を受け継ぎ誕生した点を踏まえ、その技術について記されている陶器生産技術に関する方法を記した陶法書の研究を行い、また、一度廃れた萬古焼を江戸時代末期の天保三年に再興し、その後の萬古焼に大きな影響を与えた有節萬古を中心に、作品論だけでなく、これまで研究の蓄積が少ない歴史的状況やその評価、桑名藩政下における陶器生産を中心に考察を行いました。これらの内容を各章において論証し、終章としてやきもの、またそれに伴うモノづくりの観点から文化の基層といった点について導き出すに至ったものと考えています。

次に各章の詳細な概要及び成果については、述べたいと思います。

まず、「序章 萬古焼の歴史と萬古焼研究の現状と課題」は、本論文において展開される内容の導入として論点整理を行っています。その内容は、「第一節 日本陶磁器における萬古焼」として、約一万年前に誕生した縄文土器に始まり弥生土器、土師器、須恵器、六古窯に代表される中世陶器、色絵陶器や磁器の生産といった多彩なやきもの文化が展開される近世陶磁器、明治維新以後、西洋からの技術導入により工業化へと移行していくまでの日本陶磁器史を、それらの変遷・特徴を創出した技術的な変化も含めまとめられています。これらの状況を踏まえ、その日本陶磁器史における萬古焼の位置づけを述べております。「第二節 萬古焼の歴史と研究の再評価」は、古萬古に始まり現在では三重県四日市市の産業として展開されている四日市萬古焼に至るまでの萬古焼の歴史、及び広く萬古焼が全国にその技術が伝播した状況を概観しています。それとともに、陶磁器研究では京焼や伊万里焼に代表される肥前陶磁といった著名なやきものに比べ、研究蓄積が少なく、それにより知名度があまり高いというものではない現状を生み出している萬古焼研究を整理し、その研究史をまとめ、再評価を促す契機となるため論述し、第一章以後の論点について述べております。「第一章 萬古焼における陶器生産技術」は、三節により構成されています。「第一節 古萬古における歴史資料と再評価」では、古萬古を歴史資料の観点から整理し、再評価を行いました。古萬古の歴史資料、特に萬古焼の創始者である沼波弄山在世中の資料がなく、最も古いものでも弄山の一周忌に描かれた弄山画像に弘福寺の峻英岩の賛による「〔弄山行状誌〕」の記述である。ここでは弄山の事績や萬古焼を興したことなどが記されている。また、『新編武蔵国風土記稿』にも古萬古が小梅村に開窯した後の状況なども記されているものがあります。他にも「安週平筆沼五兵衛満藏宛書簡」、「沼波満藏五郎兵衛筆安周平宛書簡」、「本朝陶器攷證」『陶器密法書』、「〔射和萬古由来書〕」などの古萬古に関する歴史資料につ

いて、その概略と問題点について論じました。それにより「〔射和萬古由来書〕」における問題点や小梅窯における天明期の状況が、伝世作品と整合性を有することを再確認した。「第二節 京焼と萬古焼の技術—『陶器密法書』研究」では、また、これまで内容について論じられることが少なかった『陶器密法書』を取り上げた。そして、改めて今まで紹介されていない本史料の書誌、また、これを取り扱った鹽田力三氏、鈴木半茶氏など先行研究における翻刻等の問題点を整理し、その記述から古萬古における小梅窯の操業期について推測できる記述を指摘しました。そして、本史料が具体的に古萬古窯（小梅窯）が経営されていた時期のものであるとともに、小梅窯の閉窯時期の手がかりとなる史料であることは新たに判明した内容になります。同時に古萬古の窯跡である伊勢小向窯の発掘調査成果より従来指摘されている伝世作品との共通性を再確認するとともに、京焼、特に尾形乾山の陶法書として知られている『陶工必用』との比較により、本史料が従来引用されている古萬古の来歴を示す本奥書が紹介されているのみであったが、江戸時代中期以降、文化年間に至る京焼の技術系譜を有する陶法書としても位置づけを行いました。そして、陶器生産技術が従来、口伝による継承が主流であることを考慮すると、本史料の伝来自体が江戸時代の技術史の側面からも貴重なものであると考えられます。これらの内容を受けて、第三節では、本史料の重要性から改めて全文翻刻を行い掲載しています。

「第二章 有節萬古の創業期における諸問題」も第一章同様三節で構成されています。本章では、一旦途絶えていた萬古焼を復興させ、また、現在の四日市萬古などに影響を与えた有節萬古について伝世作品、歴史資料、製作道具である型資料からの考察により論じています。「第一節 有節萬古創業期の状況」は、有節萬古の開窯時期の問題について、従来天保二年もしくは三年説がこれまでの研究においても三年説を述べていることが多い。しかし、その論証が行われていない状況もあり、『本朝陶器考証』『第二回内国勸業博覧会解説』などから天保三年に開窯したものと結論づけました。同様に有節萬古の創業期についても述べるとともに、新技術の開発に成功し、新たな萬古焼を展開した初代森有節の窯の操業状況の矛盾について指摘しました。それを受けて、「第二節 有節萬古の評価」では明治政府などが陶磁器生産地の状況を記した資料をもとに、当時の有節萬古の評価がどのようなものであったのかを論述した。これらの資料は、全国を黒川真頼などにより調査されたものや外国人のドクトル・度レッセルなど客観的にその評価を捉えることができる材料であり、それらの内容から萬古焼中興の祖と称される初代森有節によって創業された有節萬古は、操業期の資料から日本各地の他窯と比較した上で、現在認識されている以上に高い評価を得ていたことを指摘しました。これは近代窯業の発展を背景にまとめられた資料に著されているとともに、外国人の視点からも語られていることは特筆すべきことであると考えます。このことは、萬古の名を称する秋田萬古や足利萬古など東日本を中心に伝播した萬古焼の技術系譜として木型成形による急須の製作が受け継がれていることにも現れています。そして、「第三節 有節萬古創業期の問題とその考察」は、第一節や第二節での論証により展開された疑問点、つまり初代森有節が創業してからこれらの評価を受けるだけの技法の開発や作陶を検証しました。このことは、森有節家に伝来していた輪花皿土型の彫銘、地元小向村に伝来した幕末の庄屋文書

から父親である与市の存在を指摘しました。そのため、初代森有節に関しては、これまで述べられていた「工芸的才能」などといったものだけではなく、父親である与市が窯の操業に関与していたことが明らかとなりました。また、与市については天保十五年までは有節を号していたことが史料から確認でき、その頃までの有節銘が記されている作品や木型による成形技法により作陶されているものは、従来の初代森有節作とすることに対して検証が必要であり、今後の課題の一つであることを指摘し、有節萬古の技法や歴史的背景を検討する上で新たな知見をもたらしたと考えられます。

「第三章 有節萬古における使用印の考察」は五節で構成されています。主に有節萬古の作品を検討する上で、その基準となる内容について論じています。これは、これまでの研究史でも指摘されている古萬古と有節萬古、特に初代森有節作品との峻別の問題、特に写し物といった作品では、これまでの研究者や蒐集家の経験による分類が主であるため、客観的に分類する視点について検討を行いました。「第一節 印種を中心とした研究の現状」は、古萬古を含めた萬古焼作品の印種研究の状況を、序章第二節で紹介したものを詳説し、その矛盾点、つまりこれまでの古萬古や有節萬古の印種の分類は、その基準作品について実証的な検討がなされていないことを指摘して、第二節以降の導入としました。「第二節 伝世作品と使用印種」は、その第一段階としてこれまで調査を実施した有節萬古の伝世作品の中で銘を有する作品、及び当代森有節の自書と考えられる箱書きの伴う作品を抽出し、特にその峻別に疑問が入る余地の少ない作品の印を分類しする作業を行い、その特徴を整理しました。「第三節 有節萬古製作型資料にみる使用印種」も前節同様、森有節家に伝来した作品を製作する際に使用した型資料類に捺されている印種を、「第四節 窯跡出土資料にみる使用印種」は窯跡からの出土資料に捺されている印を考察し、第二節から第四節までの成果として合計三十種類の印を確認するに至りました。これらの考察により、従来認識されていなかった「小向」印の存在、有節萬古の中でも伝世作品の少ない千秋作の印を特定できたことは、新たな成果をもたらしたものであると考えられます。そのため、有節萬古における使用印は多岐にわたるが、印種を特定することにより有節萬古作品峻別の基準の一つとなるだけでなく、取り上げた印種から作品の特徴をとらえることができ、そのことにより本章では言及されない他印種を含め、全体的な様式論へと展開することができるものと考えられます。そして、「第五節 有節萬古における使用印種とその考察」は、若干ではあるが年代の判明する資料の印種を考察することによりその傾向などについても指摘した。それは、初代森有節の創業期から同じ萬古焼の名称に関する他窯への意識、また、萬古焼復興を果たしたことへの意識など対外的な状況の変化であると考えられます。そのため、本章では、有節萬古の作品を特定するための印種の一部が判明しただけでなく、印種の使用傾向が有節萬古操業期における他窯との関係において、少なからず影響を受けていた可能性を確認するに至りました。

「第四章 有節萬古作品研究」は、二節で構成しています。本章では、前章で取り上げた有節萬古作品として特定できる作品をもとに作品の特徴について論述し、有節萬古の特徴の一つである腥臑脂釉を使用した作品の年代と開発経緯の考察、そして、古萬古や他の萬古焼との峻別の基

準を検討すべく作品の比較検討を行いました。「第一節 腥臙脂釉の使用年代について」は、初代森有節が日本で最初に開発したとされる釉薬、腥臙脂釉について『第二回内国勸業博覧会解説』（一八八一・明治十四年開催、上野）などこれまで取り上げた歴史資料の腥臙脂釉の解説とともに伝世作品で年代の判明するものを検討しました。その中で、腥臙脂釉絵付けへの使用年代の傾向を指摘するとともに、有節萬古の陶法や釉薬調合の史料から補完する形で考察しました。その結果、初代森有節の腥臙脂釉開発は天保年間の創業期より始まり、文久もしくは嘉永期には、安定した発色とともに作品へ反映されていたことを確認することができました。同時に初代森有節が、この釉薬の開発に苦心していた痕跡も、調合した材料の変遷が記録された史料から読み取ることができ、慶応期には安定した調合を得られていたことが推測されます。それにより日本で最初に開発した釉薬の位置づけ、広く江戸時代末期における陶磁器生産技術の一面をとらえることができたと考えられます。「第二節 伝世作品研究」では、有節萬古作品の特徴、つまり現段階における作風の基準を詳細な比較検討を行った。それにより、特に初代森有節においては、盛絵の立体感、金彩の使用、また、従来指摘されていた整形技法に加え、輪高台畳付け部分の新たな特徴を指摘することができました。これらの成果は、今後の萬古焼の作品峻別だけでなく、有節萬古の作品年代を検討する上で参考となるべき点であると考えられます。

「第五章 桑名藩における陶器政策の一側面」は、二節で構成され、有節萬古が操業されていた桑名藩政下の歴史的状況とその影響について論述しています。「第一節 国産陶器取締掛と研究の現状」では、江戸時代末期における陶磁器生産が桑名藩政にとってどのような位置づけであったか、特に初代森有節が任命された国産陶器取締掛を考察するにあたり、研究の現状をまとめる試みを行った。しかし、桑名藩の職制は他の役職も詳細な研究が行われていない状況もあり、他藩である佐賀藩や尾張藩など陶磁器生産を藩運営にどのように活用していたか、先行研究を概観しています。その上で、「第二節 国産陶器取締掛の職制」において、桑名藩領下の地方文書や「桑名藩御触留」、初代森有節への桑名藩からの申渡状など職制を限られた史料から国産陶器取締掛の職制や桑名藩政下における陶器政策について若干の考察を行いました。その結果、国産陶器取締掛の職制やその状況について「（１）国産陶器取締掛は勘定所支配で、その任命についても同役所が担っていた。ただし、慶応三年八月の藩政改革により御勝手惣宰支配となった。」、「（２）勘定所支配下の時期において、その任命にあたっては、本人（初代森有節）が代官所、次に勘定所より申し付けられ、その席には居住している村の庄屋が同席している。」、「（３）初代森有節が国産陶器取締掛就任以後、桑名藩領内で陶磁器生産をしようとする際に、その者は初代森有節と面談する必要があるとみられる。」、「（４）桑名藩領内における陶器生産に関する者を把握し、冥加金を課すこと。その対象は陶器生産を含め、陶器により稼ぎがある者、つまり、本窯、錦窯、土細工業者、小売業者までがその範囲である。」の四点を指摘しました。そして、桑名藩においても、幕末に各藩においても専売制、殖産興業政策といったものが行われていることを考慮すると、江戸時代後期以降は陶磁器の需要を見越し、生産地を有する各藩でも領

内の産業を盛んにし、それを維持するために何かしらの政策を実施することを試みたと容易に推測することができる。その上で、今後の桑名藩における陶器生産と流通、それを藩政下で実施していた仕組みを明らかにしていくことが今後の課題として検討する必要があると考えられます。

「終章 「勘弁」の系譜」は、第五章までの成果をまとめ、それを踏まえて地域における陶磁器生産と文化について論じています。これらの成果から陶磁器生産というモノづくりが、それぞれの時代の文化としてどのような意識から展開されていたかについて、本論文で取り上げた陶法書をもとに検討をしました。陶磁器生産に携わる陶工たちで、名前が伝えられる人はごく僅かであり、歴史上陶磁器生産技術の進歩が現在まで連綿と続いています。そして、それが時代の需要に応じて、その時の文化の一端を反映していると考えられます。そのことを踏まえ、モノづくりという視点でとらえた場合、陶磁器生産の発展が陶工達の向上心により、技術が進歩し、生産品の向上へとつながっていることは明らかで、その意識を考えるにあたり「勘弁」の語が重要な意味を持つものと思われます。陶磁器生産以外でも『徂徠先生答問書』『名歌徳三舛玉垣』に同様の意味で記されている。しかし、「勘弁」は本論で取り上げた『陶器密法書』に記されている重要な語句であると考えられ、出来上がる作品、また、その先にある使用者の視座まで見据えた意識の現れと考えられます。この言葉の意識は別の資料にも記されています。陶法伝書である『陶工必用』には、尾形乾山による朱の書入れが記され、これは、乾山が野々村仁清より学んだ陶法に工夫、試行錯誤の成果として記入したものである。「勘弁」という語は使用されていないが、創意工夫により陶法の進展へつなげる意識の現れであるといえます。また、有節萬古における釉薬調合の記録で、腥臙脂釉の開発に苦心していた痕跡も同様のものであるととらえることができます。出版文化の華開いた江戸時代においても、陶器生産技術に関するものは、江戸時代後期の文政十三年に出版された欽古堂亀祐の『陶器指南』を待たなければなりません。このことを踏まえると、本論の最初で述べた口伝による技術伝承が主流の状況で、陶工たちの意識をとらえるにあたって重要であると考えられます。その思想を基底として、モノづくりというものが平面的な広がりを持つことにより、各方面へ影響を与え、その原点というべき意識の基層にあるものが「勘弁」であり、その系譜が連綿と続く文化を担い、発展させるものであるという点を論述し、本論文の主眼である地域における陶磁器生産と文化を考える一側面であるという結論にいたりました。

(別紙2)

4 学位論文審査の要旨

論文審査の詳細は5の最終試験結果報告に譲るが、論文を通して今後の研究課題が見えてきたので、まずそれについて触れておく。

まずは、「萬古焼」という呼称の検討が要請された。また、陶工達の技術について、その内容と伝承についての考察、さらに古萬古を含めた作品論の展開、他の地域のメジャーな陶磁器との比較、そして、地域文化としての陶磁器の評価のあり方の探究、などが今後の課題として審査委員から出され、学位申請者も真摯かつ前向きに取り組むことを表明した。

これらの課題が残るものの、本論文は、史料の再確認再評価、伝世昨品の検証、印の検証、陶磁器生産技術の確認、職人や生産・販売の仕組みの考察、などを通して、決して深められているとは認められない萬古焼の研究において、新たな知見を多く提示し、この領域の研究を大きく前進させる内容を有していること、それによって今後、萬古焼研究あるいは日本の陶磁器研究において必読の論文となることが認められた。

5 最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨

最終試験は、1月29日午後3時35分から5時5分まで727セミナー室にておこなわれた。

まず、学位申請者から論文の概要の説明が30分余りかけておこなわれた。その後、審査委員三名から質問が出され、申請者からそれぞれについて詳細な答が提示された。

成田委員からは、最初に、本論文が堅実かつ多方面からの考察により萬古焼の全体像が明らかにされたことを評価する発言があり、具体的な質問に移った。主な質問は、「萬古焼」という名称について、ブランドとしての位置付け、「勘弁」という語句の使用について、陶法伝書の目的、などであった。これらについて、申請者は現段階で判明する範囲のことがらを具体的に史料に基づき解答した。

吉田委員からは、まず本論文が体系的に立派な内容で、骨格がしっかりした論文であると評価できると発言があり、以下のような質問が出された。史料「射和萬古由来書」の二種のテキストについての確認、ウィーン万博についての確認、ドレッセルという人物についての確認、「日本萬古」という印について、「萬古」の概念について、他の地方の萬古焼について、職人の移動について、などである。これらについても、具体的かつ詳細な解答がなされたが、これらの解答は論文中に注釈として盛り込んでもよかったのではないかと感じられた。

阪井委員からは、萬古焼の美術史上の評価、とりわけ国際的レベルでの評価について、桑名藩の幕府献上品や全国の大家の所蔵品の確認、神社史料の確認、陶工と信仰について、陶工技術書の現代的意義、などについて質問がなされ、申請者からは、これらについても具体的に答が示されたが、多くは今後の課題であることも示された。

以上のように、萬古焼全般あるいは日本の陶磁器について、さまざまな具体的な問いに対し、きわめて具体的に解答があり、かつ研究が進んでいない分野においては謙虚に今後の課題とする旨、表明があった。

4でも述べたように、決して研究が深められているとは言えない萬古焼について、本論文は大きく研究を前進させる内容を多く有し、今後の研究において必読の論文となると認められ、最終試験においても、申請者が堅実で真摯な研究姿勢と深い知識を有することが確認できた。

6 学位授与についての意見

4および5で述べたように、本論文は今後の萬古焼研究、日本の陶磁器研究において重要な位置を占める論文であると認められる。また、学位申請者は研究者としての資質もきわめて優秀であると認められる。

よって、博士の学位を授与するにふさわしいと判断する。